

# 東京大学史料編纂所蔵「芝大宮町文書」の町入用関係史料について

及 川 亘

本稿では新出の東京大学史料編纂所蔵「芝大宮町文書」(目録、表①参照)のうち、町入用関係史料を紹介・翻刻したい。

京都の上京大宮通五辻上ルに所在する芝大宮町は三五軒前後から成る両側町で、東は石屋町、西は紋屋図子町、北は樋ノ口町、南は観世町と接する。町組としては上京川ノ西組に属した。「糸屋八町」の一つとして、いわゆる西陣の中核をなす町で、近世前期には糸割符制度のもと大いに繁栄した。元禄二年に出版された京都の案内書『京羽二重織留』巻六(小嶋弥三右衛門・小嶋徳右衛門版行)に見える分糸屋(糸割符仲間商人)三八人のうち、大文字屋善四郎・菱屋庄兵衛・錢屋清兵衛・外屋市左衛門・舛屋五兵衛・井筒屋庄右衛門・菱屋太左衛門・亀屋長兵衛の八人が芝大宮町に居住している。京都の中でも特に裕福な土地柄だったといつてよいだろう。

芝大宮町の町入用関係史料は、芝大宮町共有(藤井正雄氏旧蔵)のものが『史料京都の歴史7 上京区』(京都市編、一九八〇年)にも藤井正雄氏所蔵として部分的に紹介されており、すでに一般に知られているものではある。一九八七年の正雄氏の覚書によると、一九四七年に芝大宮町の共有文書が、不要となった今宮神社祭礼の古道具類とともに町内の住民を対象として競売にかけられ、正雄氏の先代正次郎氏が入手した。その後、芝大宮町より藤井家が転出した際に、同家より寄贈されて再び

芝大宮町の共有となり、現在は京都市歴史資料館に寄託されている。

その中には天正六年(慶長十七年、慶長十八年)寛永四年、正保二年(寛文五年(支出のみ)の三冊の算用帳が含まれているが、正次郎氏が購入した時点ですでに一部が流出していたらしく、寛永五年から正保二年までの分と正保二年から寛文五年の収入にかかる部分を欠いている。従つて当然『史料京都の歴史7』編纂時点でも、この部分は欠けたままであった。

ところが最近になって、偶然その欠失部分に当たる二冊の算用帳が見つかり、他の七点の史料とともに史料編纂所の所蔵に帰することとなった。これにより天正期から寛文期まで、芝大宮町の近世前期の財務を検討する素材が揃ったことになる。併せて五冊の算用帳の構成は次のようになっている。

- A 天正六年三月(慶長十七年正月)・京都市歴史資料館寄託  
縦一四・六センチ×横二三・六センチ。楮紙。列帖装。表紙共四〇丁(墨付三九丁)。
- B 慶長十八年九月(寛永四年四月)・京都市歴史資料館寄託  
縦二七・〇センチ×横二〇・五センチ。楮紙。列帖装。表紙共九四丁(墨付六五丁)。
- C 寛永五年正月(正保二年四月)・東京大学史料編纂所蔵(表①の

番号1)

縦二八・五センチ×横二三・四センチ。楮紙。列帖装。表紙共  
六一丁(墨付五四丁)。

D 正保二年正月～寛文五年十二月(収入のみ)・東京大学史料編纂  
所所蔵(表①の番号2)

縦二八・六センチ×横二三・三センチ。楮紙。列帖装。表紙共  
四四丁(墨付四二丁)。

E 正保二年正月～寛文五年七月(支出のみ)・京都市歴史資料館寄  
託

縦二八・五センチ×横二三・二センチ。楮紙。列帖装。表紙共  
二八丁(墨付二八丁、内容的には欠失部分を確認できないが、  
一九九丁目から二六丁目まで中央をハサミで切り離れた痕あり)。

ここでは新たに発見されたCとDのうちC(寛永五年～正保二年)の  
算用帳を取り上げて翻刻する。この算用帳は収入の部と支出の部に分け  
て記録する構成をとっている。先ず「納分」として収入の部(一オ～  
一八ウ)、次に「右之払方」として支出の部が続き(二二オ～五〇オ)、  
その後には当町または隣接する他町の門の普請の際に交された贈答の記録  
(五二ウ～五四オ)、会所を町人に賃貸して得た賃料の記録(五五ウ～五  
六オ)、町人に貸し付けた銀の記録(五八ウ～六〇オ)が別立てにして  
記されている(一九オ～二一ウ、五〇ウ～五二オ、五四ウ・五七オは白  
紙)。

内容としては、収入には町人の通過儀礼の祝儀、町内の貸家の「案内  
銭」(仲介料)、会所・番屋の家賃、屋敷購入者が支払う「貫別」銀(分  
一銭)、町人から必要に応じて集める「くくり」銭、町人への貸付の利  
息などがある。支出には寄合の費用、会所・番屋・門などの維持費、今

宮社の祭祀に係る支出(奉加銀・祈祷費用・鉾に係る費用など)、町抱  
えに対する給付、町の買物(町人の立替分を含む)、遊興費(北野・賀  
茂へ遊山)、町内の紛争に係る費用、各種音信費、將軍上洛(寛永十一  
年)の際の負担といったものが見られる。これらの具体的な内容に関す  
る論点は別に論じたので、ここでは省略したい。<sup>(2)</sup>

〔註〕

(1) AやBの算用帳でも当初はそのような構成にしようとした跡が窺える  
が、実際には概ね毎月七日に行われる勘定の度ごとに収入・支出の順で  
記して、全体としては収入の記事と支出の記事が交互に現れるという構  
成になっている。Cになって初めて明確に二部に分かれるようになり、  
DとEではそもそも帳面が分けられるようになる。この二通りの記述方  
法にはそれぞれ一長一短がある。A・Bの方式では、収入の記事と支出  
の記事が入り混じってしまう場合もあり理解しにくい箇所が現れるが、  
勘定ごとにめられた結果が記されるので、その時点での残高がはつきり  
とする。一方でC・D・Eでは、記事が比較的整然と記されるため閲覧  
には向くが、ある時点での残高など収入と支出の関係が分かりにくくな  
る。このような問題を克服したのが複式簿記である。

(2) 及川「町の経済―京都上京芝大宮町の算用帳に見る都市の人的結合―」  
(高橋慎一郎・千葉敏之編『中世の都市』東京大学出版会、二〇〇九年)

本稿は平成二〇年度科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号一九七二〇二六  
二)による研究成果の一部である。

凡 例

- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体仮名は現代の仮名に改めた。
- 一 本文は追込みとし、丁変りは該当箇所にて丁数・表裏を傍注した。
- 一 表紙・付箋・押紙等は「」内に記して本文と区別し、( )で傍注した。
- 一 校訂注は「」で傍注した。
- 一 虫損等により判読できない箇所は□で表した。
- 一 本文中に適宜読点・並列点を加えた。
- 一 抹消箇所には抹消記号を用いたが、丁単位等のまとまった箇所には、丁数・表裏の傍注に付記して示した。

【史料本文】

〔表紙〕 寛永五年

納下帳 芝大宮町

正月吉日 「」

(二オ)

納分

寛永五年正月七日

一 五匁

同 一 五匁 是ハふゆ之分ニ番ヤへ被遣

二月七日 一 式匁

一 百七十九文 ふしんふたく、り相済

五月七日 一 五匁

十月七日 一 式匁

〔二ウ〕 七月まで相済、

一 七匁

同 一 八百八十七文 但五く、り之分、

一 五百卅三文

十一月七日 一 九拾五匁

同日 一 式匁

一 式匁

一 壹匁

〔二オ〕 一 式匁

次兵衛殿むすめ祝儀出、

番屋やちん出、

道清家之あん内せん、

ありせん、

宗休与五郎祝儀出、

二兵衛かしやあん内せん、

番屋借やちん、

町五文く、り、

同、八月より十月まで之分、

与四郎貫別、

道有うら借家あんないせん出、

九兵衛借屋あんないせん出、

道清借やあんないせん、但いかわり、

太左衛門借やあんないせん出、



図版① 表紙

- 一 壹匁  
有庵借やあん内せん出、な□□、但  
いかわり也、
- 一 貳匁巳六月七日  
休和借屋あん内せん出、  
惣右衛門家ちん出、  
多左衛門借屋あん内銭、  
月次五文く、り、
- 一 七匁巳正月柄七月迄八分味進、  
惣右衛門家ちん出、  
惣兵衛殿祝儀出也、  
月次く、り銭、
- 一 一匁巳正月柄八月七日迄、  
引残テ壹貫貳百六文有銭也、  
月次五文く、り、
- 一 五匁巳正月柄同極月迄、但八分味進、  
惣右衛門家ちん出、  
惣兵衛殿祝儀出也、  
月次く、り銭、
- 一 五匁寛永六年巳十二月七日出、  
惣右衛門家ちん出、  
惣兵衛殿祝儀出也、  
月次く、り銭、
- 一 三匁巳正月月ふん、  
惣右衛門家ちん出、  
惣兵衛殿祝儀出也、  
月次く、り銭、
- 一 拾匁(三才) 卯月七日  
大右衛門樽、  
道有貫別、
- 一 七十匁同日  
道有貫別、  
三つきく、り銭、
- 一 丁五百十文五月十日  
道有家之安内銭、  
作右衛門家之安内銭、  
道有家之安内銭、
- 一 貳匁九月七日  
道有家之安内銭、  
作右衛門家之安内銭、  
道有家之安内銭、
- 一 貳匁同日  
道有家之安内銭、  
作右衛門家之安内銭、  
道有家之安内銭、
- 一 貳匁(三ウ) 十月七日  
五郎右衛門家ノ安内銭、  
甚左衛門後家ノあん内銭、  
月次ミく、り銭、
- 一 一匁同日  
五郎右衛門家ノ安内銭、  
甚左衛門後家ノあん内銭、  
月次ミく、り銭、
- 一 五百参拾文三月・四月・五月三つきノふん、

- 六月・七月・八月・九月四つきノふん、  
一丁六百八拾文  
但七月まで此日済  
午十一日七分  
同式分五リン銭  
午十一日七分  
一式匁
- 月次く、り銭、  
惣右衛門尉家ちん、  
八兵衛家ノ安内銭、
- (四ウ)  
午十二日七分  
一三匁  
午十月・十一月・十二月三つきふん、  
一丁參百四拾文
- 但右之内七拾文ハみしん、
- 未一月七日  
一五匁 但午十二月まで皆済、  
未一月七日  
一式匁  
未五月七日  
一式匁  
未五月七日  
一壹匁
- 惣右衛門尉家ちん、  
八兵衛家ノ安内銭、  
長右衛門尉安内銭、  
多左衛門尉家安内せん、
- (四ウ)  
未五月七日  
一式匁  
未五月十一日  
一拾匁
- 八兵衛安内銭、  
多右衛門尉たる、  
吉兵衛貫へつ、
- ひものや  
ひものや  
ひものや
- 長右衛門尉家安内銭、  
久右衛門借屋安内銭、  
月次く、り銭、  
正月ノく、り銭、  
月次之く、り銭、
- 未二月・三月・四月・五月ふん、  
一丁六百八拾文  
前後  
一丁百七拾文  
未六月・七月・八月ふん、  
一丁五百十文  
(五オ)  
未十月七日  
一式匁  
同日  
一壹匁
- 八兵衛借屋安内銭、  
同家安内銭、
- 同日  
一壹匁 但いかわり、
- 未九月・十月・閏十月・十一月・十二月ふん、  
一丁八百五拾文  
此内七百文ハ  
もち銭ニはらい、  
月次之く、り銭、  
但九月ノ御きたうの時、
- (五ウ)  
一七匁拾文 但是ハ十二月ふんのく、り銭、やすかみしん也、  
申寛永九年二月七日  
一拾匁 但是ハ吸管死去之時、  
こゝろさし茶代トして、  
同日  
一式匁  
三月七日  
一式匁  
五月七日  
一式匁  
同日  
一式匁  
十二月七日  
一式匁
- 作右衛門借屋安内銭、  
久兵へ借屋安内銭出ル、  
作右衛門借屋安内銭出ル、  
月次之く、り銭、  
但九月ノ御きたうの時、
- 同日  
一壹匁 但居かわり、  
同日  
一壹匁 但いかわり、
- 惣右衛門家ちん、  
惣右衛門やちん、  
道有借屋案内銭、  
久左衛門借屋案内銭、  
勝三郎借屋案内銭、  
長右衛門借屋案内銭、

(六八七) 九月七日 一式匁  
 長右衛門借屋案内銭出ル、  
 七日 一匁匁 但居かわり、  
 同日 一匁匁 吉兵へ借屋案内銭出ル、  
 同日 一匁匁 勝三郎借屋案内銭出ル、  
 同日 一匁匁 久右衛門尉借屋案内銭出ル、  
 十一月七日 一匁匁 又兵衛借屋案内せん、  
 同日 一匁匁 甚介後家案内せん、  
 同日 一匁匁 八兵へ借屋案内せん、  
 (七オ) 寛永十一年三月七日 一式匁  
 案内銭、五郎右衛門借屋、  
 同日 一匁匁 案内せん、長右衛門借屋、  
 五月七日 一匁匁 案内銭、か庵借屋、  
 六月七日 一匁匁 案内銭、き、む借屋、  
 同日 一匁匁 案内せん、同借屋、  
 同日 一匁匁 案内せん、道字借屋、  
 七月十八日 一匁匁 案内せん、  
 一匁匁 上、但戌七月迄之五匁のみしん、惣右衛門家ちん、  
 廿二日 一匁匁 与四郎殿夕御町樽、  
 (七ウ) 八月七日 一式匁  
 案内銭出ル、か庵老借屋、  
 同日 一式匁 吸管借屋案内銭出ル、  
 九月七日 一式匁 八兵衛借屋案内セン、  
 同日 一式匁 妙福借屋案内セン、  
 十月七日 一式匁 か庵老借屋案内銭、

同日 一式匁 五兵衛  
 同日 一式匁 道字借屋案内銭、  
 同日 一式匁 八右衛門  
 同日 一式匁 同借屋案内銭、  
 同日 一式匁 与丁  
 同日 一式匁 同借屋案内銭、  
 (八オ) 新次郎借屋案内銭、  
 同日 一式匁 太郎右衛門  
 同日 一式匁 久兵衛借屋案内銭、  
 同日 一式匁 同借屋案内銭、  
 同日 一式匁 同借屋案内銭、  
 同日 一式匁 大文じや  
 同日 一式匁 吉兵衛殿祝儀、  
 同日 一式匁 松  
 同日 一式匁 作右衛門借屋案内銭、  
 同日 一式匁 左兵衛  
 同日 一式匁 同、  
 同日 一式匁 又右衛門借屋案内銭、  
 同日 一式匁 甚左衛門借屋案内銭、  
 (八ウ) 久右衛門借屋案内銭、  
 同日 一式匁 一七匁御取、但亥四月迄之指引八匁未進、  
 同日 一式匁 清左衛門借屋案内銭出ル、  
 同日 一拾匁 五兵衛殿祝儀出ル、  
 同日 一匁匁 但居かわり、  
 同日 一匁匁 八兵へ借屋案内銭、  
 同日 一匁匁 久兵衛借屋案内銭、  
 同日 一匁匁 さつまや  
 同日 一匁匁 宗味祝儀出ル、  
 同日 一匁匁 居替  
 同日 一匁匁 八兵衛借や案内セン、  
 (九オ) 七月十八日 一式匁 清三郎  
 利齋借や案内、



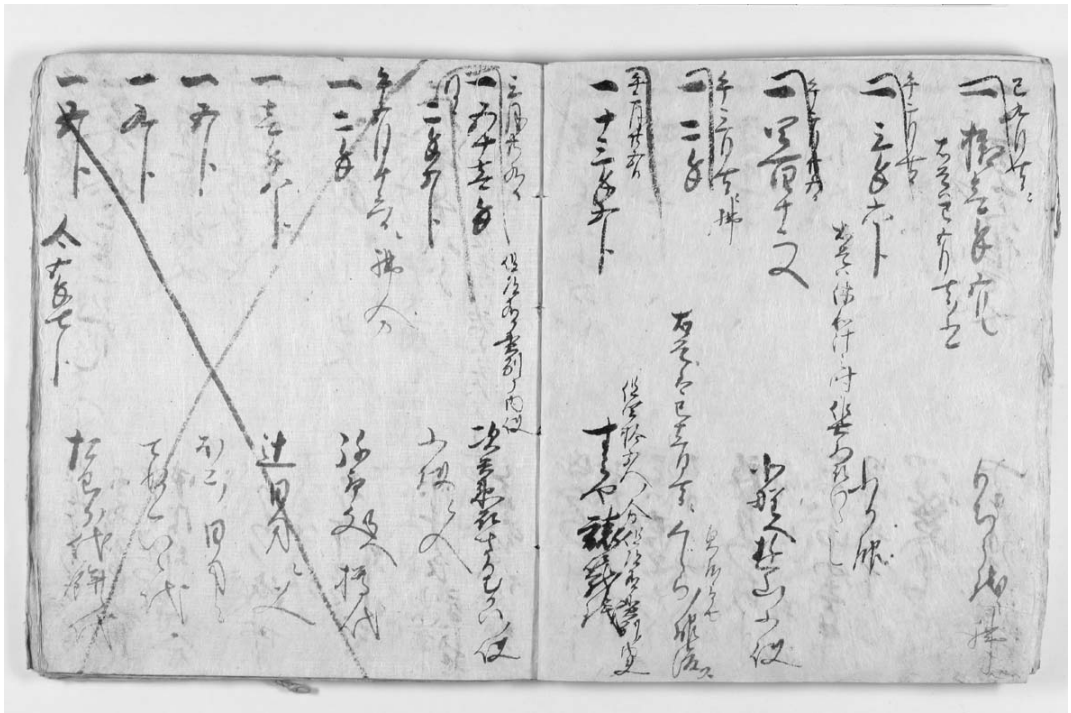
八月廿一日 一式匁	たかのはや 善左衛門借や案内銭	同日	大もんじや九右衛門 八左衛門借や案内 玉や 理右衛門殿祝義也、
(二一ウ) 子ノ九月十二日 一式匁	吉もんじや五郎左衛門 久右衛門殿借屋案内、	同日	きんらんや清兵へ 又兵衛借や案内、
十月七日 一式匁	きくや五兵へ 作右衛門殿借屋案内、	同日	たち花や理兵へ 宗味借や案内、
同日 一式匁	又十郎殿借屋案内、	十二月七日	八文字や五郎右衛門 ひものや、吉兵衛借や案内、
十一月七日 一式匁	丁子屋八右衛門 八兵衛借屋案内銭、	寅ノ五月七日	十二や五郎右衛門 久左衛門借や案内、
十二月七日 一式匁	ひしや勘七 作右衛門借屋案内銭、	同日	丸や勘右衛門 作右衛門借や案内、
同日 一壹匁	ひしや勘兵へ居かわり、 久左衛門借屋案内銭、	七月十八日	ひしや字右衛門 会所借や案内、
丑ノ正月七日 一拾匁	ふしや 九郎右衛門殿方御祝儀、	同日	いづや勘兵へ 甚左衛門借や案内、
(二二ウ) 同二月七日 一壹匁	玉や五兵衛居かわり、 又十郎借や案内、	九月七日	きや半左衛門 会所案内せん、
同日 一壹匁	吉や三四郎居かわり、 新二郎殿借屋、	(二三ウ) 十二月七日	かつかうや二郎兵へ 又兵衛借屋案内せん、
三月七日 一式匁	大もんじや 七左衛門借案内銭、	卯ノ二月七日	舛や市左衛門 甚左衛門借や案内銭、
同日 一式匁	いづや 会所借屋案内銭、	三月七日	丸や作右衛門 長右衛門借や案内銭、
同日 一壹匁	ひしや次兵へ居かわり、 久左衛門借屋案内銭、	九月七日	大もんじや 次郎右衛門殿祝儀出ル也、
閏三月七日 一式匁	ふくろや有兵衛 又兵衛借屋案内、	十月七日	玉や三郎兵へ 久右衛門借や案内銭、
卯月七日 一式匁	井つ、や惣左衛門 又兵衛借屋案内、	極月七日	つるや長左衛門尉 作右衛門借や案内銭、
(二四ウ) 同日 一式匁	吉文字や七左衛門 甚左衛門借や案内、	辰ノ二月七日	丸や二郎右衛門 小左衛門借や案内、
六月七日 一式匁	むめはちや作右衛門 又兵へ借や案内、	三月七日	長左衛門 作十郎借や案内、
八月七日 一式匁	三もんじや源兵衛 七左衛門借や案内、	同日	鶴や久三郎 喜左衛門借や案内銭出ル、
九月七日 一壹匁	たまや里右衛門 又左衛門借や案内、	卯月七日	金や庄三郎 七左衛門借や案内銭出ル、
十月七日 一式匁	ひしや甚左衛門 甚左衛門借や案内、	同日	



五月七日 一式匁	玉や九兵へ 宗仁借や案内銭出ル、	十二月七日 一式匁	小左衛門借や案内出ル、
九月七日 一式匁	ひしや与三右衛門 八左衛門借や案内、	午正月七日 一拾匁	米や 市右衛門祝義出ル、
七日 一式匁	松や甚四郎 次郎左衛門借や案内、	一拾匁	木や 長右衛門祝儀義出ル、
(一四ウ) 十月七日 一式匁	たまや九兵へ 会所借や案内出、	二月七日 一式匁	かなや弥三左衛門 作右衛門借や案内、
同日 一式匁	菊や半左衛門 作十郎借や案内出、	(一六オ) 同日 一式匁	玉や重右衛門 五郎右衛門借や案内出、
霜月七日 一式匁	たまや伝藏 宗仁借や案内出、	同日 一式匁	かりかねや長兵へ 又十郎借や案内出ル、
巳一 一式匁	ひしや市左衛門 久右衛門借や案内、	三月七日 一式匁	袋や百兵へ 次郎左衛門借や案内、
同日 一式匁	丸や徳兵衛 八左衛門借や案内、	卯月七日 一拾匁	舁屋 五兵衛祝義出ル、
同日 一式匁	木や長右衛門 十五郎借や案内、	七日 一式匁	きくや半左衛門 五兵衛借や案内出ル、
同日 一式匁	十二や又左衛門 甚左衛門借や案内、	同日 一式匁	ひものや市三郎 同家案内銭出ル、
(一五エ) 同日 一式匁	ひしや市兵へ 会所借や、	(一六ウ) 午五月七日 一式匁	糸や庄右衛門 又兵衛借や案内出、
同日 一式匁	木や宗吉 理斎借や案内、	同日 一式匁	八文字や里兵へ 利斎借や案内出、
同日 一式匁	玉や伝藏 作右衛門借や案内、	七月十八日 一式匁	別第ノ舁や吉右衛門 五兵衛北ノ家借屋案内銭、
三月七日 一式匁	二文字や七右衛門 宗仁借や案内、	八月七日 一式匁	梅鉢や五兵へ 又十郎借や案内銭、
同日 一式匁	かりかねや長兵へ 又兵へ借や案内銭、	九月七日 一式匁	つるや長左衛門 つらや七左衛門尉借や案内出、
五月七日 一式匁	八文字や久兵衛 市三郎借や案内、	同日 一式匁	吉文字や九郎右衛門 作右衛門借や案内出ル、
九月七日 一式匁	舁や市左衛門 権七借や案内、	同日 一式匁	十二屋甚吉 理斎借や案内出、
同日 一式匁	(一五フ) 巳十月七日 一式匁	(一七オ) 同日 一式匁	木長兵衛 五兵衛借や案内、
霜月七日 一式匁	菊や清左衛門 作右衛門借屋案内出ル、	閏九月七日 一式匁	山形や九郎左衛門 久右衛門借や案内、
同日 一式匁	山かたや九郎左衛門 又兵衛借屋案内出ル、	十月七日 一式匁	梅はちや四郎兵へ 作右衛門借や案内出ル、



- 一拾匁
- (二三ウ)
- 一拾七匁八分五リシ
- 一五匁三分
- 一式匁一分
- 一五分五リシ
- 一五匁六分
- 巳正月柄八月迄
- 一三百丁八拾四文
- (二三ウ)
- 巳九月七日ニ、
- 一拾壹匁五リシ
- 右、是ハ巳五月七日ノふん、
- 午二月七日
- 一三匁六分
- 右、是ハ休和汁之時、作右衛門殿わたし、
- 午二月廿五日
- 一四百十二文
- 午三月七日ニ私、
- 一ニ匁
- 右、是者巳十二月七日ニくじらノ銀渡ス、
- 魚屋与七、
- 北野へ遊山に使、
- 午二月廿五日
- 一十三匁五分
- (二四オ、三行目以下墨線ニテ抹消シアリ)
- 三月廿九日 但道有貫別ノ内使、
- 一五十壹匁
- 同日
- 一ニ匁五分
- 午五月十六日ニ私分、
- 一ニ匁
- 次兵衛殿さかむかいノ使、
- 小使ニ入、
- 弥市廻へ樽代、
- 喜右衛門所へいんしん、
- 長右衛門引かへ分、相済、
- 是ハ長右衛門公事ノ時入用、
- 新左衛門行事の時引かへ分、相済、
- しやうゆふ老升、同時入用、済、
- 四郎兵へもちノ代、相済、
- やす手次ニ而、いろくに遣、
- もち之錢ニ私、
- あり銀、



図版② 二三ウ～二四オ

一 壹匁八分

辻日用之使、

但六月ふんく、りせんを以、  
一百五十文

もちの錢之四郎兵へ之わたし、

一 五分

ほこの日用之、

一 廿文

八朔錢ノたし之遣申候、

一 九分

てぬくいノ代、

一 三拾七匁壹分

九月十一日御きたうの入用萬、

一 五分

タワラノ代、餅代、

一 貳匁

内十四匁御町之銀子、孫左衛門尉之渡シ、

合五匁七分

(二四七)  
一 參拾三匁一分五リン

但是者ほこからミ、又御祈禱ノ入用、

(二六七)  
未九月御きたうの入用、

但作右借屋ノ案内錢にてすまし申候、

一 百七十九文

弥左衛門殿・作右衛門殿トノ中なおしノ時  
入用、

同日

今宮様ノかくら錢、同茶錢、

一 七百文

もちノ錢私、

同日

喜兵へ之渡シ、

一 三匁

ゑんまとうノ舞ノ礼錢、

同日

庄兵へ殿之渡シ、

一 拾壹匁八分

昨十郎ゆい事之三条へ持せ、

同日

宗立之渡シ、

一 拾八匁

但是はひ物や太右衛門尉くわんへつ也、  
今宮殿へほうが、

同日

たはこ之渡シ、

(二五七)  
一 拾壹匁三分

辻ノみその石ノ銀、此内八分ハ日用之渡シ、

同日

もち錢之渡シ、

一 六十九文

但かみや清左衛門へ渡、道清・新左衛門・九兵へ行事之時入用、  
とうふ廿三丁ノ代、

同日

はたこ錢のたし之渡シ、

一 廿七文

こんふノ代、

(二六ウ)  
未閏十月廿九日

小左衛門の行事ノ時の入用、

一 銀子拾貳匁五分

行事へ渡シ、

同日

ほこの時之入用、

一 錢三百貳拾五文

今宮(講)かう万入用、

(貳紙ニテ抹消シアリ)  
一 五匁八分三リン

かくら錢、又茶ぜに入用、

一 卅三匁四分

未五月十一日

同日

「

一 百七拾文ハ

右、是ハ宗久にて正月始ノく、り入用、

同日

小左衛門へ渡シ、但是ハ道有御座敷之而遊もち、

一 三三百六拾貳文

但ほこからみ、  
とりおきの入用よろつ、

同日

北野にて今宮講入用、  
番屋普請入用、

(二五ウ)  
未五月

同日

同日

一 八拾壹匁五分

一 百三拾目

同日

同日

一 百三拾目

(二七才)  
同日

一百文

一 壹ノ七十八文

西ノ九月十二日

一 六百分

十二月七日

但是ハ吸藤後家より樽錢ニテはらい、

一 八百分

寛永十一年三月七日

但是ハ五月七日もちの入用、

一 二匁

戊三月廿四日

但是ハ北ノ辻子方弥左衛門普請入用也、

一 四匁五分五リ

但是ハ石やのすかし門之祝、

酒壺斗ノ代、

(二七才)  
同日

一 三匁

但是も石やのすかし音信、

まんちう百五十代、

一 式匁

寛永十一年五月十一日

たい五まい、

一 式拾八匁

御祈祷振舞入用、

一 式百廿九匁三分五リ

六月十二日

北・南・西ノ門普請入用、

一 六匁

但くわん世町へ門ノ音信、

酒壺斗、

一 三匁

同日

はむ拾本、

一 五匁

(二八才)  
同日

さうめん廿わ、

同、此内銀七分、又右衛門引かへ、此銀七月十八日渡シ相済申候、

一 五匁

七月十一日

御上洛御迎入用、

一 一町家次、一間ニ付三匁く、り之銀之事、

寛永十一年閏七月七日

合九拾九匁、但三十三間分、

弘方

七月二十四日  
一 拾貳匁五分次兵へ殿へ渡ス、  
但是ハ、澁兵右衛門殿より町衆へ樽御出シ候時小使、同其日ノ晚ニ一町之衆振舞入用、

廿二日  
一 式拾三匁七分吉兵へ殿へ渡ス、  
但是ハ、二丁之衆御遊振舞入用、

同日  
一 九匁六分長右衛門殿へあゆ之魚之銀渡ス、

(二八才)  
七月晦日

一 六匁五分庄兵衛殿へ渡ス、

一 四匁四分

但是ハ御拜籠之御銀請取申折、二条へ之持せ、

一 四匁三匁ハ番や孫左衛門へ町方遣ス、

同日  
合銀九拾五匁三分、但是ハ何も小日記ヲ以算用ス、

同日  
銀三匁七分、帳箱ニ有、

同日  
一 三百文 今宮殿への御始尾、但是ハ御拝領之銀子被下候時祝義、

同日  
一 百卅一文 是ハ今ミや殿へ参詣之持せ、

同日  
一 三百文 町代新四郎殿へ樽錢、但是ハ御拝領時御きも入のいわい、

(二九才)  
同日  
同、町代弥左衛門へ遣ス、

同日  
一 式百文 帳箱之代、

同日  
一 八匁五分 是還御之入用、

同日  
一 五匁七分 新八幡くわんぢん、  
但九月十八日御きたう、

同日  
一 三匁 旅籠振舞入用、

同日  
一 四匁二分 二条への入用、

同日  
一 五百五拾文 もちノせに、

(二九才)  
一 壹匁貳分 もちの錢、

亥正月十一日御きたう入用  
一三拾五匁七分

御かこの入用、

皆済、

一八拾三匁

かさりや手間ちん、

一拾九匁

柄ノぬりちん、

一拾六匁

はたノ地之代、

一七匁六分五リン

くみやふさノ代、

(三〇オ)  
一五匁

はたノそめちん、

一壹匁

ほこノ石つき、

合百三拾壹匁六分五リン

一壹匁七分

ほこあつらへ申時入用、

一拾八匁五分

ほこ祝ノ入用、

寛永拾貳年亥五月七日二萬さん用有、

御きたうの入用

亥五月十一日  
一貳拾匁

はたこせん、但四十人分、

一卅五匁八分三リン

よろつ肴ノ代、

(三〇ウ)  
一貳百文

今宮殿へ御ほこあつけ申樽、

一五匁五リン

御ほこの祝、

一拾六匁一分

五月七日ニ今宮殿にてもち之代、

一拾匁

孫左衛門尉ニ合力、

五月廿九日  
一貳拾三匁

北石かけノ入用、

六月七日  
一参拾貳匁

門ノしき石ノ入用、

同日  
一拾六匁九分

しき石ノ時一町ノ礼物、

(三二オ)  
一六拾七匁六分

是ハ賀茂ニ而壹町あまねく糸や衆迄遊ノ入

用、

同日  
一四拾め

庄兵へ殿へ渡シ、但酒ノ銀合七拾三匁之内

へ四拾匁上、

残而三十三匁子の六月十二日ニ銀子十匁上、

但是ハ道宇老へ町衆方持参、

但是ハ町代新四郎殿へ十一町与方銀一枚之

音信、一町方四匁出し、

是ハ八朔日ノ入用、町代へ渡シ、

本物  
是ハ次兵衛殿へ音信ノ入用、酒や少兵衛渡

シ、

同日  
一拾貳匁六分

是ハ大工へ二色之あつらへ普請也、

一銀子六百六拾目

但是ハ会所所作事大工代、

一銀五拾目八分

是ハ町方ノふしん也、  
是ハ会所やね、又くらの作事、

一銀拾匁

是大工むねあけ祝、

一銀貳拾六匁

是ハ土二つほ、

一銀百拾四匁

是ハた、ミ甘てう、

一銀六拾八匁九分

是ハ内作事萬入用、

一銀四拾六匁五分

是ハむねあけの祝、一町老若共ニ御寄合参、

一銀拾匁

是ハ大工へ首尾仕而ノ祝、

霜月七日  
一八拾三匁

但是ハ、

わん 折敷 つほ四  
はつの子 さかつき 飯つき 重箱

同日  
一七匁式分

道具之家 四つ

同日  
一壹匁五分

小ほん 五枚

同日  
一五匁

ぬりはち 大小三つ

同日  
一拾貳匁五分

大金色 壹つい

同日  
一拾九匁五リン

是ハ会所ノ小使、

六口合百貳拾八匁式分五リン 霜月七日ノ払、

寛永十二年十一月十二日  
一銀七拾三匁八分

是ハ会所祝儀入用、

亥ノ六月廿八日  
一銀六匁六分

是ハ六月廿八日ニ舛や五兵ヘ樽出申時、

極月七日  
一銀六匁八分

肴有ハ宗種所ニテ、

寛永十三年正月十一日  
一銀五拾七匁六分七リン

米、是極月七日ニ晩ノ出シ、

同日  
一銀六匁

是ハ会所座敷ほり付入用、

同日  
一銀六匁

是ハ会所座敷ほり付入用、

同日  
一銀六匁八分

会所井ノもと入用、但内五匁六分ハほりち

同日  
一銀六匁八分

ん、式分ハ茶ノ子酒、

一

はハ北之門之根ニ土置申代、

子卯月七日  
一銀貳匁

酒一斗、はむ十五本、こふ廿本、次兵ヘ殿

五月廿一日  
一銀拾匁五分

後家北小路ヘ御ゆきの祝儀、

五月廿一日  
一銀拾匁五分

後家北小路ヘ御ゆきの祝儀、

五月十八日  
一銀七拾目二分五リン

是ハ五月十二日ニ一町御祈禱振舞入用、

「貼紙、上ノ二行ニ貼付シアリ」  
五月六日  
一銀七匁二分三リン

御ほこからみ申祝儀、

七日  
一二百文代四匁八分

かくら銭、内百文ハかくら、残ハ茶や又三

同日  
一銀五匁

ニ取、

同日  
一銀五匁

七日と十五日ほこのかきちん、

同日  
一銀一匁八分

是ハ御ほこあつけ申札、

同日  
一銀一匁五分

はうき二本、

同日  
一銀一匁

きせる五本、

同日  
一六分

すたれ三まい、

同日  
一六分

てんもく、

同日  
一銀六拾目五分

但是ハ御町衆普御寄有、祈禱振舞、

同日  
一銀拾匁五分

酒一斗、はむ十五本、こふ廿本、

同日  
一錢八百文

是ハ次兵ヘ後家北小路ヘ御行之樽、

同日  
一銀六拾七匁九分

是ハ五月七日今宮殿ニテ餅代、

同日  
一銀六拾七匁九分

但是ハ会所之屋ちんニテ私申候、

同日  
一銀壹匁九分五リン

是ハ九月十一日御祈禱入用、御町衆普御寄

同日  
一銀壹匁二分

ニテ遊、

同日  
一銀壹匁二分

是ハ七月二日ニ善左衛門樽出候時之肴也、

同日  
一銀拾匁

わたしすこ也、

同日  
一銀拾匁

文箱、

同日  
一銀拾匁

是ハあくい久左衛門ヘ良之時音信酒代、

同日  
一銀拾匁

井とほりノちん、

三度之入用、  
一銀七匁

是ハ町寄合、清左衛門・吉兵へ・又左衛門、  
此衆家之事、同いの事、九右衛門事、

(三四才)  
十二月七日  
一銀拾匁

是ハ孫左衛門へ町々合力、

十二月七日  
一銀壹匁三分七リ

是ハ上様御借シ残こり、

同七日  
一銀拾六匁九分

庄兵へ殿ニ渡シ、是ハ前方古酒テ渡シ、

同七日  
一銀貳拾壹匁八分

与四郎殿ニ渡シ、是ハ古酒テ渡シ、

同七日  
一銀四拾匁六分

右庄兵へ・与四郎殿兩人ノ酒ノ代、昨今相済シ、下もおい不申候、

同七月七日  
一銀貳拾八分

是ハ正月御きたう振舞入用也、  
但是ハ方々持參御座候故、いつも多少入申候、

同七月七日  
一銀貳拾八分

紙之代、あつかミ一てう、半紙五てう、く

わん□□ミ一、

丑ノ閏三月七日  
一銀貳百六拾二匁四分二リ

是ハ会所へいノしとミ、せつちん、い

(三四才)  
閏三月七日  
一銀五匁四分五リ

どほり、門ノきり石、萬入用、

同日  
一銀壹匁二分

後家借やノ時寄合酒テ、

同日  
一銀貳拾五匁二分五リ

本ノ門ノお、い、会所ノ煙たし、甚左衛門

五月六日・七日ノ入用  
一銀九匁八分二リ

但本北かうし衆ノ御出時入用、

同日  
一銀拾九匁五分五リ

會所普請ノ時、  
次兵へ手間ちん、

同日  
一銀拾九匁五分五リ

但御ほこからみ、又今宮御かくら錢、同所

同日  
一銀拾九匁五分五リ

茶ノ代、

同日  
一銀拾九匁五分五リ

今宮ニて餅八百五十、

七日十二日  
一銀貳匁

日用ちん、但七日ニほこ持ちちん、又十二日  
ニはたらきちん、

十二日  
一銀八分

(今宮社務所)  
おたひ御神樂錢、

十六日  
一銀六匁九分

但代三百文ノ分、御ほこまつりちん、

同時  
一銀四匁五分

同所五升たるそゑ申候、

同日  
一銀四匁六分

但、代三百分、御ほこあつけちん、

同日  
一銀六匁九分五分五リ

是ハ五月十二日ニ御きたう振舞ノ入用、

今宮殿ニて上様御祈禱之入用、

うし五月廿五日  
合銀五拾二匁五分五リ

内

一代三百文

今宮殿御神樂代、

一代貳百文

おたひ所御神樂代、

右之外ハ一町ノ衆寄合さしきゆわい之入用、

(三五才)  
丑ノ九月十二日  
一銀七拾六匁八分

但是ハ九月十一日之御祈禱之入用也、

極月七日  
一銀貳拾三匁 錢一貫文代

但是ハ又左衛門出入之時、町たい衆へたる

同日  
一銀貳拾三匁

せん、

同日  
一銀貳拾三匁

同、是も又左衛門出入之時寄合、萬入用也、

同日  
一銀拾匁七分

會所いのもとかへの入用、

同理、  
一銀拾九匁八分

いつれもあまねく御寄合ノ時入用、但御年

寄なをりノ時、是迄ノ出入萬相済申候、

同日  
一銀拾九匁八分

寄なをりノ時、是迄ノ出入萬相済申候、





同日 一銀五匁  
三月七日 一銀五拾貳匁八分  
是ハ門ノしゆりノ才木也  
町代弥左衛門之年頭ノ祝義之被遣候、  
材木や渡シ、  
同日 一銀三拾七匁四分五リシ  
くき・かな物ノ代渡シ、  
同日 一銀二匁八分  
萬小払分、  
(四〇オ) 一銀一匁五分  
小引之渡シ、  
同日 一銀四匁六分  
門ノかふきノ代、  
同日 一銀四匁九分五リシ  
酒手ニ渡し、  
同日 一銀三拾貳匁  
右大工ノ手間ちん渡、  
右七口合百卅六匁一分  
七月十八日 一三匁  
右門ノふしん時、才木や七左衛門殿へさん用之残かへし、  
(四〇ウ) 一銀六拾六匁  
式匁く、り、御祈禱之入用、  
但五月七日ノ宮參ヲ時、  
同日 一銀拾貳匁六分  
餅代渡し、  
九月十一日 一銀六拾五匁一分  
但二匁二分く、り内、御祈禱之入用、  
十月七日 一銀八匁二分五リシ  
但、二匁二分く、り内、町代衆へ合力、但卅三間分、  
禁中□御役家数ハ卅式間也、家一間付式分五リシつ、式きに出之、  
極月七日 一銀拾匁  
やす之御合力、  
(四一オ) 一銀五拾四匁五分  
午正月十一日 御祈禱之入用、  
但是ハ御町之有銀にて払申、  
午三月十五日 一銀貳拾五匁八分  
但御町中寄合に入用也、  
五月十六日 一銀四拾壹匁四分  
是ハ御はた買申代渡し、

五月十六日 一銀八拾四匁二分五リシ  
是ハ五月六日・七日・十一日之御祈禱、十六日ニ萬払方へ渡し申分也、  
閏九月七日 一銀五拾貳匁三分一リシ  
是ハ九月十一日之御祈禱之入用也、但方々方御出申候故、多入不申候、  
(四一ウ) 一銀拾二匁六分  
午十月七日 一銀拾四匁三分五リシ  
小野もちやへ渡し、是ハ五月七日之いま宮にてノかね也、  
同日 一銀拾四匁三分五リシ  
是ハ新院御所様御作事之付、御ふち方被下候、□□又萬入用也、  
極月七日 一銀貳百壹匁三分五リシ  
是ハ久兵へ殿岩やの出入之付而、町中たひく寄合申々、萬入用也、又内へつ、らや七左衛門殿を見舞被成候も入申候也、  
未五月十六日 一銀子五匁  
今宮様へ御ほこあつけ申樽代、  
同日 一同五匁  
御ほこまつりちん、西阿弥陀寺丁六藏之渡し、  
(四二オ) 一銀壹匁四分  
御ほこかきちん、  
同日 一銀九匁三分五リシ  
五月七日ノ餅代渡し、  
同日 一銀二匁五分  
同払、  
一銀四匁三分  
あしなかせん濟、  
□月七日 一匁  
是ハ去年善右衛門二条、  
九月十六日 一六十五匁二分  
与四郎日用、  
御祈禱入用、  
但平左衛門殿たる。看出申之付、入用すくなく候、以上、

(四二七)  
未ノ十月七日  
一代七百文

十一月十三日  
一銀百拾貳匁三分

十二月七日  
一銀拾匁

申五月廿一日  
一七拾九匁六分

此外正月ノ祈禱用宗二引かへ濟申候

九月七日、  
一錢壹貫貳百文  
(此代拾四匁四分)

(四三才)  
同日  
一壹匁五リン

十二月七日  
一四拾五匁三分

申九月十一日  
一銀七拾七匁  
十二月七日算用相濟申候、

一銀四匁三分  
足中錢、

(四三ウ、白紙)

(四四才)  
正保五年子ノ正月十二日  
一銀子貳百匁

慶安五年辰三月二日  
一銀子貳百匁

(四四ウ、四六ウ、白紙)  
(四七才)  
寛永四年二月十五日

一四拾五匁六分  
次ノ四月九日  
内拾匁五分上、

一拾七匁七分二リン  
(マ、)

一三拾六匁五リン

五月七日ニ餅之代濟申候、

会所屋ねふき、萬之入用也、

やすことらせ申候、

御祈禱入用、

申五月七日もちノ代渡し、相濟申候、

会所すたれノ代、

但是ハ申正月御きたう入用、右之銀宗仁へ

渡し、算用相濟ミ申候、

御きたうノ入用、

弥左衛門へ渡し、

かし  
作右衛門

預ケ  
市右衛門

参宮之さかむかい、

小左衛門行事之時、

長右衛門行事、

長右衛門行事、

長右衛門行事、

長右衛門行事、

長右衛門行事、

(四七ウ)  
正保三年卯月七日  
一銀子五拾匁

銀子四匁

同五匁  
亥ノ極月七日

同六匁

(四八才)  
正保三年卯月七日

一銀子四百七拾匁

戌五月七日ニ相濟申候、

(四八ウ)  
極月七日

一銀子百目預ケ申候、

戌五月七日ニ濟申候、

戊五月七日

一丁銀八百目者  
預ケ申候、

内參百匁子ノ七月九日さん用而請取、

(四九才、墨線ニテ抹消シアリ)  
正保三年酉卯月七日  
一銀子百拾匁  
但ほかき仕、進し置申候、

霜月七日元利共ニ相渡しスミ申候、

(四九ウ)  
極月朔日

一丁銀子百目預ケ申候、

右、請取濟申候、

(五〇才)  
子ノ七月九日  
一銀五百匁

五郎右衛門殿

酉十月七日ニ上ケ、但十月中迄利分也、

上ケ、戌八月中迄ノ利足相濟、

上ケ、

茶そめや  
七左衛門殿

与四郎(花押)

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

与四郎

又兵へ殿へ、

又兵へ殿へ、

又兵へ殿へ、

与四郎殿ニ預ケ、

内

丑五月十日  
銀子五拾匁

上ケ、

(五〇ウ・五二オ、白紙)  
(五二ウ)

門之普之時隣町方祝儀取遣覚

寛永十年卯月廿八日  
一当町方五辻子町へ音信、

酒式斗、まんちう式百、塩鯛五枚、

同卯月廿九日、但是はまへ日之音信のかやし、  
一五辻子町方当町へ之音信、

酒式斗、さうめん拾五把、はも甘本、

寛永十一年三月廿五日  
一石屋町へ当町方音信、

酒壺斗、まんちう百五拾、塩鯛五枚、

(五三オ)  
同卯月廿六日  
一石屋町方当町へ音信、

酒壺斗、壺分、餅三拾、しを鯛五枚、

同卯月晦日  
一五辻子町方当町へ音信、

酒壺斗、まんちう式百、しを鯛五枚、

五月二日  
一觀世町方当町へ音信、

指樽二荷、まんちう百、しを鯛五枚、

一当町方觀世町へ音信、

酒壺斗、さうめん廿わ、はむ拾本、

(五三ウ)

芝大宮北辻子町代弥左衛門へ借シ申候時、

則町代弥左衛門方当町へ為音信、

寛永拾五年寅九月十一日  
一樽壺荷、肴之鯛壺かけ、

正保三年酉三月十七日  
一觀世町方当町へ音信、

但門ノね次之時、

柳樽四升入式つ、壺分、餅卅、塩鯛式枚、但台たる共ニ新敷候、

(五四オ)

子ノ六月廿四日  
一当町方觀世町へ音信、

但門ノ根次ノ時、

諸白酒壺斗、さうめん拾五わ、大はむ拾本、

但当町より被遣候、

丑ノ拾月四日  
一当町方下けいかいん町へ音信、但川上ふたの時、

銀壺分、餅五拾、諸白酒壺斗、ごとうするめ式連、

(五四ウ・五五オ、白紙)  
(五五ウ)

会所借屋之帳、

寛永十三年朔日方始り、

一銀六拾匁 但壺ケ月銀拾匁つ、  
子九月十日 かり主ハ松や与一郎、

請取申候、

一銀五拾目

請取申候、

(付箋、行頭ニ貼付シアリ)  
[会所借や]

丑ノ二月より始り、  
一銀五拾匁 借主いつ、や次兵衛、  
七月十八日 但壺ケ月拾匁つ、

請取申候、

一銀式拾匁

右問人々、  
但六月・七月分請取申候、

十月晦日  
一銀卅匁

但八月方拾月迄分、屋ちん請取、

七月十八日ひしや与右衛門方、

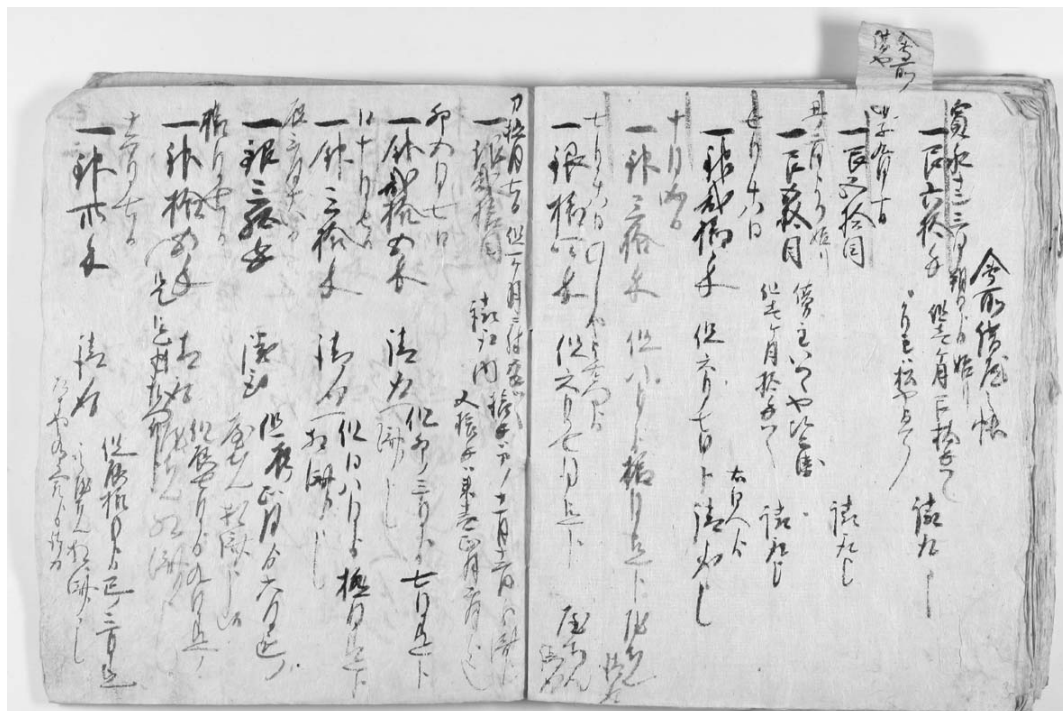
一銀拾四匁 但六月・七月迄分、屋ちん請取、

(五六オ)

真極月七日  
一銀式拾目

但一ヶ月分五匁つ、  
請取、内拾匁ハ寅ノ十一月・十二月分濟申候、又拾匁

ハ来春正月・二月分也、



図版③ 五五ウ～五六オ

- 一 銀貳拾五匁但卯ノ三月ノ七月迄分濟申候、
- 一 銀三拾匁同十月七日
- 一 銀三拾匁辰三月十八日
- 一 銀拾五匁拾月七日
- 一 銀卅匁是迄半左衛門殿匁
- 一 銀卅匁是迄半左衛門殿匁
- 一 銀三拾匁巳ノ月七日
- 一 銀拾五匁極月七日
- 一 銀三拾五匁但巳ノ極月中迄分相濟申候、
- 一 銀卅匁閏九月七日
- 一 銀卅匁但午正月ノ七月中迄分相濟申候、
- 一 銀卅匁未七月十三日
- 一 銀卅匁但午八月ノ極月中迄分相濟申候、
- 一 銀五拾匁(五七才) 極月七日
- 一 銀五拾匁請取、 同人、
- 一 銀卅匁さるノ五月迄ノ屋ちん相濟申候、
- 一 銀卅匁さる極月七日ニ、
- 一 銀卅匁請取、 同人、
- 一 銀拾五匁申年分屋ちん相濟申候、
- 一 銀拾五匁請取、 同人、
- 一 銀拾五匁但西ノ三月迄ノ屋ちん相濟申候、
- 一 銀拾五匁同
- 一 銀拾五匁同
- 一 銀拾五匁但西ノ三月迄ノ屋ちん相濟申候、
- 一 銀拾五匁同
- 一 銀拾五匁二口合五拾匁、是ハ会所理兵衛給分ニ渡し申候、

(五七ウ、以下最終丁マデ墨線ニテ抹消シアリ、)  
午極月晦日  
一銀子貳百五拾匁 長右衛門殿

ひつし十月七日ニさん用申候、

未九月十六日ニ御祈禱之入用、又五月七日餅代済申候、

式拾七匁 代ニメ文分上ケ、

極月七日 三匁 利分上ケ、 同人

未極月晦日  
一銀子貳百五拾匁かし、 長右衛門殿

五月十六日ニ、  
拾式匁五分、申五月迄利銀済申候、

正保貳年卯月七日ニ、  
此銀請取相済申候、

(五八オ)

寛永拾七年

辰極月七日  
一銀子參百匁 芝大宮町かうしや  
長右衛門殿ニ預ケ申候、

巳正月七日  
一金壹分壹つ 請取申候、長右衛門殿カ、

此銀拾五匁五分

極月七日  
一銀子貳拾三匁五分 請取申候、長右衛門殿カ、

右二口ノ請取申銀、合三拾九匁也、

是ハ辰ノ拾二月カ巳ノ十二月迄之利足也、

(五八ウ)

寛永拾九年

午正月七日  
一丁銀參百匁 かうしや  
長右衛門殿ニ預ケ申候、

閏九月七日  
一銀卅匁上、 是ハ正月カ閏九月中迄利足之分ニ請取申候、

十二月七日  
一銀九匁

是ハ十月カ極月迄ノ利足之分、

一銀五拾匁 十二月七日請取申候、  
寛永拾九年午三月七日  
一丁銀四百匁 茶そめや  
七左衛門殿ニ預ケ申候、

五月十六日  
一銀拾貳匁 是ハ三月カ五月中迄ノ利足之分請取申候、

閏九月七日  
一銀拾匁 利分ニ上、

申六月七日  
(五九オ)  
一銀四拾匁 利分上、

正保貳年卯月七日  
一銀貳拾匁 利分上、

寛永拾九年午卯月七日  
一丁銀貳百匁

四月カ七月迄分、  
利足八匁相済申候、 庄兵衛殿ニ預ケ申候、

同七日ニ済申候、

十二月七日  
一銀四匁 是ハ午ノ極月迄利足さん用而相済申候、

寛永拾九年午卯月七日  
一丁銀百匁 馬場  
五郎右衛門殿ニ預ケ申候、

未ノ九月迄利足ニ九匁請取済申候、

五月十六日 利十月二日に使仕、參申候、  
銀貳匁五分 右之利足分ニ請取申候、重而さん用可仕候、

閏九月七日  
銀三匁五分 利分ニ上、

(五九ウ)  
午八月七日  
一丁銀貳百匁 山本二郎左衛門殿

十月七日  
丁銀卅匁請取申候、 同人分、

十二月七日  
右之利足拾匁二分、十二月迄分相済申候、

午ノ十二月晦日  
一銀百匁 内五拾匁三分板しとノ代引さり、  
山本二郎左衛門殿

残而六十匁

表① 史料編纂所蔵芝大宮町文書目録

9	8	7	6	5	4	3	2	1										
										史料名	年代	差出／作成者	宛所	形態	法量	紙数	印記	備考
										芝大宮町納下帳	寛永五年～正保二年			縦帳	285×234	墨付54丁	なし	
										芝大宮町大福万納帳	正保二年～天和三年			縦帳	286×233	墨付42丁	なし	
										芝大宮町家間口并裏 行間尺改覚帳	延宝五年	年寄道悦・行事七郎右衛門外 八名	御奉行様(京都町 奉行・能勢頼宗・ 前田直勝)	縦帳	305×241	墨付7丁	なし	宝永五年・享保年・ 八年・十二年・十三 年の追記アリ
										芝大宮町定書	天明九年	年寄甚助外二十三名	なし	縦帳	280×216	墨付5丁	黒印21	
										捨子一件の覚書	天保二年	大宮五辻上町年寄庄兵衛代佐 右衛門外	なし	縦帳	250×172	墨付6丁	なし	
										今宮神社神事改正条 約書	明治七年	上京第八区区长沖田嘉左衛門・ 同副区長安部藤兵衛外十一区 区长・副区长、扇針町五頭清 水甚兵衛・惣代藤井新助外十 一町五頭・惣代	なし	縦帳	326×243	墨付13丁	沖田嘉左衛門以下全 四十八名の黒印	
										家券	明治八年七月	上京第八区区长安部藤兵衛・ 同副区長那須嘉四郎・同戸長 四村勘兵衛	(所有主 勝茂兵 衛)	一紙	465×322	1紙	安部・那須・四村の 朱印アリ、京都府所 管官庁の割印アリ	
										家券	明治八年七月	上京第八区区长安部藤兵衛・ 同副区長那須嘉四郎・同戸長 四村勘兵衛	(所有主 明田元 市)	一紙	465×322	1紙	安部・那須・四村の 朱印アリ、京都府所 管官庁の割印アリ	
										今宮神社居祭顛末	明治三十三年五月	蓮鋒芝大宮町 山田治三郎		縦帳	278×197	墨付10丁		

未極月二日  
一銀子百匁 正保式年卯月七日済、馬場  
五拾三匁上 五郎右衛門殿  
拾匁上、但申七月迄ノ利足相済申候、  
五匁上、但同極月中迄利相済申候、

(六〇才)  
未極月晦日 一銀六拾匁  
申五月御きたうノ料、  
元銀式拾匁上、  
拾匁 竹  
正保式年卯月七日  
同三拾匁相済申候、

山次郎左衛門殿

(終)